

SAISON CARD Digital特約

第1条 (SAISON CARD Digital)

(1) 株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が定める「セゾンカード規約」、「セゾンNetアンサー規約（「電磁的方法による通知に関する特則」含む）」、及び「『セゾンPortal』利用規約」（以下、総称して「関連規約」という）に加え、本特約を承認し、SAISON CARD Digitalの申込みをされ、当社が、SAISON CARD Digitalの会員になることを承認した方（以下「SAISON CARD Digital会員」という）に対して、次条に基づきデジタルカード情報の付与又はデジタルカード情報の付与及びカードを発行できるものとし、契約は、当社が承諾した日に成立するものとし、なお、SAISON CARD Digitalのサービス詳細は（<https://www.saisoncard.co.jp/rd/digital/users/>）でご確認いただけます。

(2) SAISON CARD Digital会員は、以下に定めるいずれも満たす方であることを条件とします。

- ①当社発行のセゾンカード会員のうち、当社が認める者に提供するインターネットサービス「セゾンNetアンサー」の有効な会員の方
- ②当社が提供するアプリケーション・プログラム「セゾンPortal」（以下「本アプリ」という）の有効な利用者の方

第2条 (カード情報の付与等)

(1) セゾンカード規約第2条（カードの貸与）の規定にかかわらず、当社は、SAISON CARD Digital会員に対して、物理的なカードの発行に代えて、セゾンカード規約第2条（カードの貸与）（1）に定めるカード情報のみを付与する（以下、SAISON CARD Digital会員へ付与するカード情報を「デジタルカード情報」という）ものとし、SAISON CARD Digital会員は、デジタルカード情報を本アプリを通じて確認するものとし、

(2) 前項の規定にかかわらず、あらかじめ別に定める場合又はSAISON CARD Digital会員が希望した場合には、当社は、SAISON CARD Digital会員に対して、デジタルカード情報の付与に加え、物理的なカードを発行する（以下、SAISON CARD Digital会員へ発行するカードを「本件カード」という）ものとし、ただし、この場合であっても、セゾンカード規約第2条（カードの貸与）

(1) の規定にかかわらず、本件カードの券面には、カード情報の表示はしないものとし、SAISON CARD Digital会員は、前項同様の方法でデジタルカード情報を確認するものとし、

(3) SAISON CARD Digital会員は、関連規約その他当社が別途に定める規約における「セゾンカード」及び「カード」は、「デジタルカード情報」に適宜読み替え適用されます。また、本件カードが発行された場合には、SAISON CARD Digital会員は、セゾンカード規約の「セゾンカード」及び「カード」として、本件カードの取扱いを行います。

第3条 (カード情報等による商品購入等)

(1) セゾンカード規約第5条（カードのご利用）の規定にかかわらず、SAISON CARD Digital会員は、デジタルカード情報を利用して商品購入等を行う場合、セゾンカード規約第5条（カードのご利用）（3）後段に定める方法で利用します。

(2) セゾンカード規約第7条（弁済金の支払方法等）（2）①の規定にかかわらず、SAISON CARD Digital会員がリボルビング払いを利用する場合のリボ手数料の実質年率は、本特約第5条（電磁的方法による交付）に基づき、電磁的方法により通知するものとし、

第4条 (キャッシングサービス)

(1) SAISON CARD Digital会員がデジタルカード情報によりキャッシングサービスを利用する場合、セゾンカード規約第12条（キャッシングサービス）（1）①の適用はないものとし、

(2) セゾンカード規約第13条（融資金の支払方法等）（3）の規定にかかわらず、SAISON CARD Digital会員の融資利率は、次条に基づき、電磁的方法により通知するものとし、

第5条 (電磁的方法による交付)

(1) 当社は、SAISON CARD Digital会員に対して、セゾンNetアンサー規約電磁的方法による通知に関する特則第3条（電磁的方法による通知）第2項各号に定める通知に加え、以下の法令（法令が変更され所定条項が変更された場合には変更後の条項へ読み替えるものとし、）に基づく書面（以下「対象書面」という）についても電磁的方法により交付することとし、SAISON CARD Digital会員はこれを承諾します。使用する電磁的方法の種類及び内容は、本条第5項に従い、その他電磁的方法に関する規定はセゾンNetアンサー規約電磁的方法による通知に関する特則に従うものとし、

①割賦販売法第30条第1項、第2項に基づく書面

②貸金業法第16条の2第2項に基づく書面

③貸金業法第17条第2項に基づく書面

(2) SAISON CARD Digital会員は、当社からSAISON CARD Digital会員が届け出た携帯電話番号に宛てショートメッセージサービスを受信後直ちに、当該ショートメッセージサービスにおいて指定されたURLから対象書面を閲覧し、自己のスマートフォン等の端末媒体にダウンロードするものとし、

(3) 前項において、対象書面が閲覧又はダウンロードができなかった場合、SAISON CARD Digital会員は当社にその旨申し出るものとし、この場合、当社は、対象書面を別途郵送その他の方法で送付し、交付するものとし、

(4) 前各項の規定にかかわらず、当社は、SAISON CARD Digital会員が以下のいずれかに該当する場合には、対象書面を郵送その他の方法で送付し交付するものとし、

①法令等によって書面の交付が必要とされる場合

②通信上のトラブル、インターネット環境の不具合、システム障害等の諸事情により、対象書面の閲覧及びダウンロードが不可能と

認められた場合

③その他当社が必要と判断した場合

(5) 本条に定める電磁的方法による交付に係る方法は、SAISON CARD Digital会員が本アプリを通じて情報を閲覧して自身が使用する端末に記録する方法とし、ファイルの記録方式はPDF形式によるものとします。SAISON CARD Digital会員は、これらを確認の上SAISON CARD Digitalの申込みを行うものとします。

第6条（本アプリでの利用時の本人確認）

当社は、SAISON CARD Digital会員について、本アプリでのデジタルカード情報の閲覧その他本アプリでの本サービスの一部機能のご利用に当たり、パスコード又は生体認証機能による本人確認を行うものとし、当該確認をもってSAISON CARD Digital会員本人による利用として取り扱います。

第7条（カードの紛失、盗難等）

(1) SAISON CARD Digital会員には、デジタルカード情報を登録した端末を紛失し又は盗難された場合にも、セゾンカード規約第16条（カードの紛失、盗難等）（1）に従い、当社への連絡、所轄の警察署へのお届け及び当社による調査にご協力いただくものとします。

(2) SAISON CARD Digital会員については、セゾンカード規約第16条（カードの紛失、盗難等）（2）②を以下のとおり読み替え適用するものとします。

(2) ②①以外に、SAISON CARD Digital会員が関連規約に違反した場合。

(3) SAISON CARD Digital会員からデジタルカード情報を登録した端末の紛失し又は盗難された旨のご連絡を当社にいただいたときは、当社は、SAISON CARD Digital会員に事前に通知することなく、デジタルカード情報の閲覧機能を一部停止することがあります。

第8条（カードの再発行）

セゾンカード規約第17条（カードの再発行）の規定にかかわらず、SAISON CARD Digital会員が紛失等（デジタルカード情報が登録された端末を紛失し又は盗難された場合を含む）によりデジタルカード情報又は本件カードが使用不能になった場合、以下各号のとおりとします。なお、本件カードの汚破損等が生じた場合には、セゾンカード規約第17条（カードの再発行）に従います。

①SAISON CARD Digital会員が、紛失等によりデジタルカード情報が使用不能になった場合、当社所定の手続きをおとりいただき、当社が認めた場合、デジタルカード情報を再付与します。なお、当該会員に対して本特約第2条（カード情報の付与等）（2）に基づき本件カードを発行している場合、デジタルカード情報の再付与に加え、当社が認めた場合、本件カードを再発行します。この場合、当社所定のカード再発行費用をご負担いただきます。

②本特約第2条（カード情報の付与等）（2）に基づき本件カードを発行しているSAISON CARD Digital会員が、紛失等により本件カードが使用不能になった場合、当社所定の手続きをおとりいただき、当社が認めた場合、デジタルカード情報を再付与するとともに、本件カードを再発行します。この場合、当社所定のカード再発行費用をご負担いただきます。

③前各号のいずれの場合においても、SAISON CARD Digital会員は、再付与されたデジタルカード情報を、本特約第2条（カード情報の付与等）（1）に定める方法で確認するものとします。

第9条（会員資格の喪失等）

(1) SAISON CARD Digital会員が、以下各号のいずれかに該当した場合、セゾンカード規約第23条（会員資格の喪失等）（1）が適用されます。

①SAISON CARD Digital会員が、セゾンNetネットアンサー会員資格を喪失したとき。

②SAISON CARD Digital会員が、本アプリの有効な利用者でなくなったとき。

③デジタルカード情報の付与に加えて本件カードの発行が必要であると当社があらかじめ定める場合において、SAISON CARD Digital会員が本件カードの発行又は貸与を受けないとき

(2) セゾンカード規約第23条（会員資格の喪失等）（3）の規定にかかわらず、SAISON CARD Digital会員のご都合でSAISON CARD Digitalサービスの解約又は本件カードの貸与を受けないことを希望される場合は、以下各号のとおりです。

①SAISON CARD Digital会員が、SAISON CARD Digitalサービスを解約される場合、当社所定の届出を行っていただきます。なお、当該会員に対して本特約第2条（カード情報の付与等）（2）に基づき本件カードを発行している場合、本件カードを裁断のうえ破棄していただきます。

②本特約第2条（カード情報の付与等）（2）に基づき本件カードを発行しているSAISON CARD Digital会員が、本件カードの貸与を受けないことを希望される場合、当社所定の届出を行っていただき、本件カードを裁断のうえ破棄していただきます。この場合、当該会員がデジタルカード情報のご利用を希望し、かつ、当社がこれを認めた場合、デジタルカード情報は引き続きご利用いただけます。

第10条（本規約の変更等の準用）

セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条（本特約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

第11条（適用規約）

本特約に定めのない事項については、関連規約が適用され、両規定が重複する場合は、本特約を優先します。

